

令和8年度 帯広市会計年度任用職員（技能労務員Ⅰ：学校給食調理員）の募集について

午前勤務 A 3名程度

勤務場所	帯広市学校給食センター
給料	日額 5,248 円～5,888 円 ※学歴・職歴により決定します。正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。
手当	期末勤勉・通勤手当
休暇	年次有給休暇（初年度 7 日） ※年次有給休暇は採用月により異なります。
各種保険	厚生年金保険・健康保険・雇用保険
任用期間	令和 9 年 3 月 31 日までですが、業務が継続し勤務状況等が良好であれば 1 年間再度任用することができます。 更新上限回数は『4 回』となっており、最長で通算 5 年間の勤務を上限とするものです。
勤務時間	8：15 から 12：15【月～金曜日に勤務（祝日を除く）】※夏季・冬季・春季休業期間も数日勤務有。
業務内容	○ 学校給食調理業務 ○ 調理機器等の洗浄作業 ○ その他
受付期間	○ 随時【平日（土・日・祝日を除く）8:30～16:45】
申込方法	○ 市販の履歴書、又は帯広市会計年度任用職員応募用エントリーシート（自筆・PC 可）にハローワークの紹介状と作文を添えて 学校給食センター（南町南 8 線 42 番地 3）へ持参、又は郵送でお申し込みください。 ※ エントリーシート、作文用紙は、帯広市学校給食センターホームページからダウンロードできます。用紙のサイズは問いません。 ※ 提出いただいた履歴書、エントリーシートは返却しません。 ※ 履歴書は志望動機記入欄のあるものを使用し、志望動機を必ず記入してください。
応募資格	○ 地方公務員法第 16 条に該当しない方（以下、地方公務員法第 16 条抜粋）※該当する方は申し込みできません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
試験日・試験内容及び会場	○ 試験日 随時（別途通知します） ○ 試験内容 面接試験、適性検査（作文提出）※ 題名：「学校給食センターで働くうえで大切にしたいこと」 ○ 会場 学校給食センター 研修室
問い合わせ先	学校給食センター（〒080 - 0856 帯広市南町南 8 線 42 番地 3 電話 49-1900）